

# 総括協定書(案)

法務省矯正局長 ○ ○ ○ ○ (以下「甲」という。)と ○○○○  
株式会社代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ (以下「乙」という。)は、矯正施設における物品販売等の運営事業(以下「本事業」という。)に関し、次のとおり総括協定を締結する。

## (目的)

第1条 本総括協定は、甲と乙が相互に協力し、本事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (信義誠実の原則)

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本総括協定書及び仕様書に定める事項を誠実に履行する。

2 本総括協定の締結及びその履行に際し、甲は本事業が乙の創意工夫に基づき実施されることを、乙は本事業が矯正施設における被収容者の権利擁護を図る取組としての公共性を有することを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重する。

## (用語の定義)

第3条 本総括協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「事業開始予定日」とは、令和8年4月1日又は本総括協定に従い変更された日をいう。

二 「事業開始準備期間」とは、本総括協定締結日から事業開始予定日までの期間をいう。

三 「事業期間」とは、事業開始予定日から令和13年3月31日までの期間をいう。

四 「事業年度」とは、事業期間において、毎年4月1日から始まる1年間をいう。

五 「矯正施設」とは、日本国内に所在するすべての刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所(いずれの施設も支所を含む。)をいう。

六 「仕様書等」とは、募集要項、募集要項に対する質問及び回答書並びに提案書類をいう。

七 「法令」とは、法律、条例、政令、省令若しくは規則、通達、行政指導若しくはガイドライン又は裁判所の判決、決定、命令若しくは仲裁判

断その他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。ただし、本事業関連通達は法令から除く。

八 「本事業関連通達」とは、矯正施設の自弁物品等及び差入品の取扱い等に係る訓令、通達等をいう。

九 「本事業」とは、各矯正施設の被収容者に対する自弁物品等の販売業務、被収容者への差入人に対する差入品の販売業務及びその他関連業務の総称をいう。

なお、自弁物品、自弁物品等及び差入品の定義については、本事業の仕様書において規定する定義と同義とする。

十 「乙の管理資産」とは、仕様書等に従って、本事業の実施のため乙が必要と判断し、矯正施設に設置した設備、機器、備品、消耗品等であつて、乙又は本事業に係る業務の一部を受託した事業者が所有し又はリース契約等により使用権原を有する資産をいう。

十一 「乙の構築システム」とは、仕様書等に従って、本事業において使用するため、乙又は本事業に係る業務の一部を受託した事業者が構築した各種システム（購入用ウェブサイト等）をいう。

（総則）

第4条 甲及び乙は、本総括協定に基づき、法令及び本事業関連通達を遵守し、本事業を履行しなければならない。

2 甲及び乙は、本総括協定とともに、仕様書等に定める事項が適用されることを確認する。

3 乙は、本事業に係る各業務を、事業期間中、継続して実施するものとし、乙が販売した物品の対価として、各矯正施設における被収容者又は被収容者に差入れしようとする差入人から、所要の額を受領するものとする。

4 本事業を履行するために必要な一切の手段については、本総括協定、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

5 本総括協定の履行に関して甲及び乙の間で用いる言語は、日本語とする。

6 本事業に関する金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 本事業の履行に関して甲及び乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

8 本総括協定及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

- 9 本総括協定は、日本法に準拠する。
- 10 本協定に関する紛争又は訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(事業の概要)

- 第5条 乙は、仕様書に定める自弁物品等の販売業務、差入品の販売業務並びにその他関連業務に係る〇〇業務及び〇〇業務について、自らの責任と費用負担により、仕様書等に定める条件等に従い、実施する。
- 2 甲は、乙に前項の業務を実施させるため、平成19年5月30日付け矯成第3340号矯正局長依命通達「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について」、平成27年5月27日付け矯少第136号矯正局長依命通達「在院者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令の運用について」及び平成27年5月27日付け矯少第143号矯正局長依命通達「在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令の運用について」それぞれの規定に基づき、乙を当局における物品販売等の運営事業を担う特定事業者指定する。

(仕様書等の変更)

- 第6条 甲及び乙は、仕様書等の内容を変更しなければならないときは、あらかじめ甲乙間で協議を行い、双方が合意しなければならない。ただし、本事業関連通達の変更により仕様書等の内容が変更される場合には、甲から乙に対し、直ちにこれを通知することで足りる。
- 2 前項に規定する仕様書等の変更により、新たな費用負担が発生する場合には、乙が負担するものとする。

(矯正施設の長との協定)

- 第7条 乙は、本事業の履行に関し、事業開始準備期間において、第5条に規定する各業務について、各矯正施設の長と協議を行った上で、その了承を得られた内容について、各矯正施設の長と協定を締結するものとする。

(法令に定める許認可の取得等)

- 第8条 本事業を実施するために必要となる許認可は、乙がその責任及び費用負担において取得する。また、本事業を実施するために必要となる届出についても同様に、乙がその責任及び費用負担において作成し、提出する。

- 2 甲は、前項の許認可の取得又は届出について、乙から協力要請を受けた場合には、必要に応じ協力する。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本総括協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

- 2 甲は、本事業の安定性を阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められるときその他合理的な理由がある場合には、前項の承諾をしないこととする。
- 3 乙は、本総括協定に基づく一切の債権債務が消滅するまでの間、本総括協定上の地位及び本事業について甲との間で締結した本総括協定に基づく協定上の地位について、これを第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
- 4 乙は、乙の管理資産に係る所有権その他の権利について、担保権の設定その他一切の権利の処分を行ってはならない。

(本事業に係る第三者の使用)

第10条 乙は、甲の承諾を得た場合に限り、本事業の一部を第三者に委託することができる。

- 2 乙は、前項に規定する甲の承諾を得るに際しては、本事業の一部を受託した者(以下「受託者」という。)の商号又は名称及び住所並びに委託業務の範囲及びその必要性について、甲に対し、あらかじめ別紙1の書面を提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定による受託者に変更があるときは、当該変更の内容及び理由等について、甲に対し、あらかじめ別紙2の書面を提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は、第1項の規定による受託者が、更に当該事業の一部を他の第三者に委託する場合には、甲においてその履行体制を把握するため、当該第三者の商号又は名称及び住所、委託業務の範囲について、甲に対し、別紙3の書面を提出しなければならない。
- 5 乙は、別紙3の書面に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。
- 6 甲は、前項の場合において、本事業の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し、変更の理由等に係る説明を求めることができる。

- 7 本事業の委託は、全て乙の責任において行うものとし、受託者及び受託者から本事業の一部を受託した者（以下「再受託者」という。）の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。
- 8 乙は、受託者及び再受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害を負担する。

（事業者による本事業の体制整備）

第11条 乙は、本総括協定の締結後速やかに、前事業者から本事業の実施に必要な引継ぎを受けなければならない。

なお、引継ぎに要する費用の分担及び前事業者の資産の活用については、乙及び前事業者との協議によるものとする。

- 2 乙は、本事業の適正かつ円滑な実施のため、事業開始準備期間中、甲又は前事業者に対して随時質問をすることができ、甲又は前事業者は、乙から質問に対し、支障が生じない範囲内でその回答を行うものとする。
- 3 乙は、事業開始予定日までに、仕様書等の内容を満たす範囲内で、甲と協議の上、自らの責任及び費用負担において、本事業の実施に必要な体制を確保しなければならない。

（国による説明要求等）

第12条 甲は、事業開始予定日から適正に本事業を開始できるよう、事業開始準備期間中、乙に対して説明を求めることができ、乙は、甲からの要求に対し、支障を生じない範囲内でその説明を行うものとする。

- 2 前項の説明要求は、甲において特段の事情がない場合には、おおむね月1回の頻度で実施するものとする。ただし、甲は、前項の説明が合理的でないと判断した場合には、乙に対し、さらに説明を求めることができる。
- 3 第1項に規定する乙による説明の結果、事業開始に係る諸準備の実施状況が仕様書等の内容から逸脱していることが判明した場合には、甲は、乙に対し、その是正を求めることができる。  
なお、当該是正に係る費用は、乙が負担する。
- 4 乙は、第1項又は第2項に規定する甲からの要求に対する説明を行ったことをもって、事業開始に係る諸準備の責任が軽減又は免除されるものではない。

（国による事業者の管理資産及び構築システムの動作確認等）

第13条 乙は、事業開始準備期間において、乙の管理資産及び構築シス

テムが支障なく稼働するか、また、同システム等の使用に関するマニュアル等の記載内容が適正かつ十分であるか、甲が適当と認める方法により、甲の確認を受けなければならない。

2 前項の確認をもって、乙の管理資産及び構築システム等に係る責任が軽減又は免除されるものではない。

3 甲は、第1項の確認を行った結果、必要が認められる場合には、乙に対し、是正又は改善を求めることができる。

なお、当該是正又は改善に係る費用は、乙が負担する。

4 甲は、事業期間中において、乙の管理資産及び構築システムについて、各矯正施設から不具合等が生じている旨の報告を受けた場合には、その対応について前項の規定を準用する。

#### (事業者の連絡窓口)

第14条 乙は、事業開始予定日までに、本事業の実施に当たって各矯正施設の長、差入人等からの連絡を受け付ける連絡窓口を設置し、その具体的内容について、甲に対し明示しなければならない。

2 甲は、前項の連絡窓口について、その具体的内容が十分ではないと認められる場合には、乙と協議することができる。

なお、上記協議の結果、連絡窓口の修正等を行った場合において、当該修正に係る費用は、乙が負担する。

3 乙は、事業期間中、前1項に基づき定めた連絡窓口について、その内容を変更しようとするときは、当該変更内容について、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

なお、上記変更内容に係る修正については、前項の規定を準用する。

#### (取扱物品)

第15条 乙は、事業期間中、本事業関連通達に規定する自弁物品等及び差入品について、その仕様及び価格を可能な限り全国の矯正施設において統一した上で、取り扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲と協議の上、あらかじめ甲の承諾を得た場合に限り、その承諾を得た自弁物品等及び差入品については、取り扱わないものとする。

3 乙は、事業開始準備期間中において、全国の矯正施設において統一して取り扱う自弁物品及び差入品（以下「全国統一取扱物品」という。）の詳細について、甲と協議の上定め、品名、仕様、価格、写真等を一覧化した「全国統一取扱物品リスト」を作成し、甲に提出しなければならない。

- 4 乙は、事業開始準備期間において、前項に規定する全国統一取扱物品リストの全部又は一部から成り、各矯正施設の長が作成する施設ごとの「取扱物品リスト」について、その作成に協力するものとする。
- 5 乙は、第1項の規定にかかわらず、自弁物品及び差入品のうち主に嗜好品について、特定の矯正施設においてのみ取り扱う場合には、甲に対し、当該矯正施設の名称、嗜好品の品目、条件等を明示しなければならない。
- 6 乙は、事業期間中、取扱物品の仕様、価格等を変更しようとするときは、原則として変更のおおむね1か月前までに、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。ただし、仕様の変更が外装の一部の変更等の極めて軽微なものにとどまる場合は、この限りではない。

(取扱物品に係る発注の取消し、返品、交換)

- 第16条 乙は、事業開始準備期間において、受注した物品の発注について、各矯正施設の長又は差入人がその発注を取り消す場合の条件、期間等を甲に明示し、甲と協議の上で決定するものとする。
- 2 乙は、事業開始準備期間において、納入した物品について、各矯正施設の長が乙にその物品を返品する場合の条件、期間等を甲に明示し、甲と協議の上で決定するものとする。
  - 3 前2項の規定について、その適用が競合する場合には、原則として第1項の規定が第2項の規定に優先する。
  - 4 第2項の規定にかかわらず、物品を受領すべき被収容者が保釈等により急きょ出所したために、当該被収容者に当該物品を交付できなくなった場合には、当該物品について、乙に対する返品はしないものとする。
  - 5 乙は、納入した物品に故障、瑕疵等のあることが判明した場合には、前4項の規定にかかわらず、速やかに物品を交換しなければならない。
  - 6 物品の発注取消し、返品又は交換を実施した際に発生する送料等の費用は、乙が負担する。
  - 7 乙は、事業期間中、第1項及び第2項に基づき甲乙間の協議により決定した条件、期間等を変更しようとするときは、原則としておおむね1か月前までに、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(取扱物品の配送先施設)

- 第17条 乙は、原則として全ての矯正施設に対し、受注した自弁物品等及び差入品を配送しなければならない。ただし、矯正施設の長との協定が締結されない矯正施設においては、この限りではない。
- 2 甲は、事業開始準備期間又は事業期間中、組織改編等に伴う矯正施設

の新設、移転、名称変更、廃止、業務停止等がなされたことに伴い、配送先施設に変更が生じる場合には、乙に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

- 3 前項の結果、配送先施設が増える場合には、乙は、甲から業務の実施は不要である旨の通知がない限り、当該施設における各業務も実施できるよう努めるものとする。ただし、当該施設が離島やへき地など配送が極めて困難な場所に所在する場合には、乙は、各業務に係る実施の可否について、甲と協議することができる。

#### (業務報告)

第18条 乙は、事業期間中、おおむね月に1回程度、本事業の実施状況並びに納入物品に関する苦情又は問合せの概要及びその対応策について、甲に口頭及び書面により報告するものとする。

- 2 乙は、事業年度終了後30日以内に、当該事業年度における矯正施設ごとの具体的な実施業務、総売上げ、利益率、それぞれの品名の売上状況又は国有財産使用料など事業の安定的な運営がなされているか確認するために必要と思われる事項について、口頭及び書面により甲に報告するものとする。
- 3 乙は、前2項に係る報告について、必要に応じてウェブ会議システム等を通じたオンラインでの実施によることができる。

#### (事業期間終了時の措置)

第19条 本総括協定は、本総括協定締結日から効力を生じ、事業期間終了日をもって終了する。ただし、前条第2項に基づく報告については、事業期間終了後であっても実施しなければならない。

- 2 乙は、事業期間終了までの間、本事業について仕様書等の内容を満たす義務を負う。ただし、事業期間内において物品の納品等の依頼があった場合には、事業期間終了後であっても、物品の納品、支払請求等の処理を完了させなければならない。
- 3 乙は、事業期間の終了後遅滞なく、乙の管理資産について、その責任と費用負担により各矯正施設から収去し、原状回復を行わなければならない。ただし、前項の規定に基づき、事業期間終了後において乙の管理資産を用いて処理を行う必要がある場合には、当該処理の完了後遅滞なく、原状回復を行うものとする。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、事業期間終了後、乙の管理資産の収去を行わないときは、甲は、乙に代わって乙の管理資産の処分その他の必要な措置を行うことができる。この場合、乙は、甲の措置

に異議を申し立てることができず、また、甲が措置に要した費用を負担する。

(事業期間終了時における本事業の承継)

第20条 甲及び乙は、本総括協定の終了に際して、甲又は甲の指定する第三者に対する本事業の引継ぎに必要な事項の詳細について、事業期間終了日のおおむね1年前から協議を開始する。

2 乙は、甲又は甲の指定する第三者が、事業期間終了後において本事業を引き続き円滑に行うことができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、甲又は甲の指定する第三者に対し、事業期間終了日のおおむね6か月前から本事業に関する必要な事項を説明するとともに、乙に支障が生じない範囲内で、乙の所有する本事業の関連資料を提供するものとする。

3 第1項に規定する協議についてはおおむね月1回の頻度で実施し、第2項に規定する説明については、甲と乙の協議により決定した日において実施するものとする。

4 乙は、甲又は甲の指定する第三者に対し、引継ぎ及び説明が完了するまでは、事業期間の定めにかかわらず、本事業を継続しなければならない。

(事業者の債務不履行等による総括協定の解除)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に通知して、本総括協定を解除することができる。ただし、第3号ないし第5号に該当するときは、乙に対し、何ら催告を要しない。

一 乙の取締役会において、乙に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者によりこれらの申立てがなされたとき

二 乙の役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に、禁錮以上の刑(また、これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者が存在するとき

三 乙の役員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が存在するとき

- 四 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が乙の事業活動を支配しているとき
- 五 乙について、次のことが明らかになったとき
- ア 自己若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者を利用するなどしていること
  - イ 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していること
  - ウ 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - エ 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていること
- 2 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間に60日以上にわたり、乙が本事業を放棄し、仕様書等の内容に従った本事業を行わないときには、甲は、乙に対し、相当の期間を定めてこれを改善すべき旨を通知する。この場合において、相当の期間内に改善がなされないときは、甲は、乙に通知し、本総括協定を解除することができる。
- 3 前2項の場合において、乙は、甲に対し、異議の申立て、経営上の補償等の損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

(本事業における各業務の継続が困難な場合の措置)

- 第22条 甲及び乙いずれの責めにも帰すべき事由によらない場合で、かつ、本事業における各業務(ただし、その他関連業務を除く。)の継続が連続して30日以上にわたって困難になるような事象が発生した場合であっても、乙は、自らの責任及び費用負担においてこれに対応し、本事業について仕様書等を充足させる義務を負うものとする。
- 2 前項の事象により、乙が合理的な対応を行っているにもかかわらず、本総括協定の規定に従った各業務の遂行ができなくなった場合には、乙は、直ちに甲に通知する。
- 3 甲は、前項の通知を受けた場合には、乙と協議の上、当該事象により本事業に生じた影響を除去するために必要な猶予期間を定める。ただし、前項の通知受領後7日以内に協議が整わない場合には、甲は、合理的な猶予期間を定めて乙に通知し、乙は、その猶予期間中に当該事象により本事業に生じた影響を除去する。
- 4 当該事象による影響の除去に要する費用、当該事象により発生した増加費用及び損害は、全て乙の負担とする。

- 5 第3項の場合が事業期間の開始後である場合には、乙は、その猶予期間中に限り、本総括協定の履行義務を免れる。
- 6 第3項の猶予期間において、乙が合理的な対応を行っているにもかかわらず、当該事象による影響の除去ができなかった場合には、乙は、本事業を適正かつ円滑に実施できる事業者を甲と協議の上で選定の上、遅滞なく本事業を引き継ぐものとし、本事業が中断する期間及びその影響を最小限としなければならない。

(秘密保持)

- 第23条 乙は、本業務に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。
- 一 開示の時に公知である情報
  - 二 甲及び乙が、協議により本総括協定に基づく秘密保持義務の対象としないこととした情報
- 2 乙は、本業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
  - 3 乙は、秘密情報を記載した書類の複製を作成する場合には、甲の承諾を得なければならない。
  - 4 受託者及び再受託者による第1項から第3項までの違反は、乙による違反とみなす。
  - 5 乙は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等を行う場合など、相手方に守秘義務を負わせた上で、各業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
  - 6 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

(本総括協定の変更)

- 第24条 本総括協定は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

(疑義等の決定)

- 第25条 本総括協定書の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本総括協定書に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本総括協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年9月〇〇日

甲

所在地 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

法務省矯正局長 ○ ○ ○ ○ 印

乙

所在地 ○○○○

○○○○株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

別紙 1

令和 年 月 日

法務省矯正局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

委託承認申請書

標記の件について、総括協定書第 10 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する業務の範囲
- 2 委託の相手方の商号又は名称及び住所
- 3 委託する理由
- 4 委託の相手方が業務を履行する能力に関する事項
- 5 その他必要と認められる事項

※記載に当たっては、裏面の注意事項を参照すること。

(注意事項)

- ・「1 委託する業務の範囲」については、業務が特定できるよう、できる限り詳細に記載すること。
- ・「4 委託の相手方が業務を履行する能力に関する事項」については、委託の相手方の履行体制、資格者の数、使用する機器、同種の業務の履行実績等について記載すること。
- ・申請内容に関する参考資料等があれば、添付すること。また、申請内容に関して説明又は追加資料の提出を求める場合がある。
- ・本申請書を提出する場合は、代表者の氏名に加えて、適宜の箇所に担当者氏名及び連絡先を記載すること。

別紙2

令和 年 月 日

法務省矯正局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

委託変更承認申請書

標記の件について、総括協定書第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 委託に関する内容のうち変更する事項

2 変更する理由

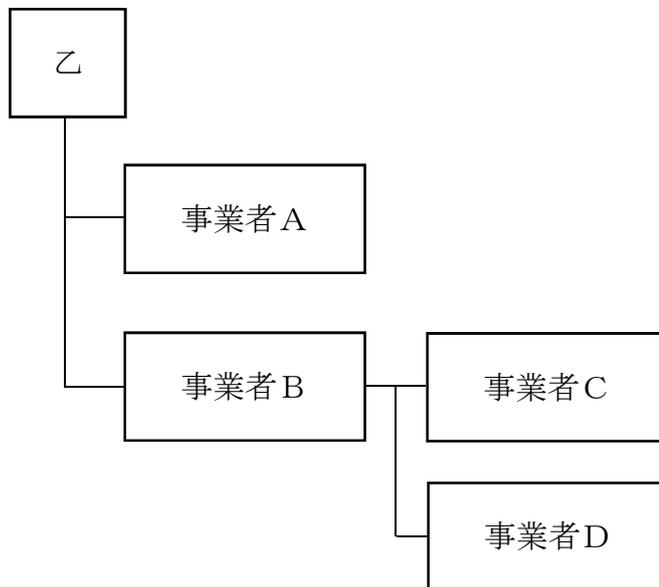
3 その他必要と認められる事項

※本申請書を提出する場合は、代表者の氏名に加えて、適宜の箇所に担当者氏名及び連絡先を記載すること。

別紙 3

履行体制図

事業者名	住所	業務の範囲
A	東京都●●区・・・	
B		
C		
D		



※上記の表や図については、必要に応じて適宜、行等を追加・削除すること。